

Title	資本利子と統一原価計算制度：資本利子の会計学的研究
Sub Title	Interest as a cost
Author	坂本, 藤良
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.1 (1958. 1) ,p.62(62)- 77(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19580101-0062
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580101-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資本利子と統一原価計算制度

—資本利子の会計学的研究—

六二（六二）

坂本 藤 良

一 序 説

資本利子が利潤であるか原価であるかについては、経済学上も意見のわかれるところである。

会計学では、資本利子はさらに、借入金にたいする支払利子（他人資本利子）と、自己資本、投下資本、設備資本等にたいする・現実に貨幣支出のない・計算上の・利子（自己資本利子、投下資本利子、設備資本利子等）とにわかれ、これらを原価として処理すべきか、利潤として処理すべきかは、きわめて複雑かつ困難な問題となつてゐる。

現実に企業がいかなる実践方式を採用しているか、という最もかたんならにたいしても、私の発見しえたかぎりでは、つぎのような各種のこたえがある。以下はアメリカの原価計算実務についての諸見解のみである。

(1) ジョーダン、ハリスの両者は、実務では、他人資本利子だけ

を原価に算入し、その他の利子を原価から除外するのが通常であると述べている。ジョーダン、ハリスは、法廷の判決も、自己資本利子の原価算入に反対していると説明している（一九二一年）。

(2) ペートンは、実際には投下資本利子ないし自己資本利子を原価に算入することはあまりおこなわれぬ、という（一九一八年以降の著書）。

(3) J・M・クラークは、他人資本にたいする支払利子だけが、通常、固定費用（固定原価）として処理されている、という（一九二三年）。

(4) ニューナーによれば、アメリカ原価会計士協会 N・A・C・A の調査の結果、企業家の五分の四が、自己資本利子の原価算入に反対している、のであり（企業組合だけは算入に賛成しているが）、大蔵省の連邦所得税課では除外を命じているという（一九四四年版）。

(5) カプランによれば、各州の、原価外販売禁止法において、他人資本利子の算入だけがゆるがされてきた（一九四八年）。

(6) ガーナーによれば、「数年間の不況（一九二九年以降）」の影響から企業が立ち直りはじめたのちに、投下資本にたいする計算利子を、工場御資産評価額に算入すべしという考え方が短期間復活した。事実、N・R・A 規則のうちの若干は、『公正原価』の決定にかかると計算利子の算入を要求している条項をふくんでいる（この段階においては『公正原価』は不況からの回復をおしすすめる販売価格を決定するために諸産業で採用されるべきものとされていた）。しかしながら、工場原価としての計算利子算入は、長期間はつづかなかつた。（一九五五年）

以上は、実践においては他人資本利子の算入だけしかおこなわれないという見解であるが、他方では、逆につきのこととき見解がある。

(7) ニコルソン、ロールバックの両者によれば、計算利子の算入論にたいする支持が六〇%、除外論が四〇%（ただし、かならずしも実践しているというわけではない）を占め、原価計算専門家では九〇%が算入にくみしており、製造業者もほぼ同様である、という（一九一九年）。

(8) アメリカ原価会計士協会 N・A・C・A では、一九二〇年、特別委員会を設けて調査をおこない、ケスターが報告したが、これはのちに算入論の側に利用された。

(9) スコーベルは、実践を調査すると自己資本利子を算入して資本利子と統一原価計算制度

ることが多く、法廷の判決もまた、これを支持している、という（一九二四年）。

(10) サンダースは、大企業は、八〇%が自己資本利子の算入に反対しているが、企業組合を形成している中小企業は、算入希望者の方が多いという（一九三二年）。

(11) ドールは、実務は計算利子の算入に傾いている、という（一九三五年）。

(12) ローテンストローチ、ビラーズの両者はつぎのように述べている。「資本利子を、その資本投下のために借入がなされると否とを問わず、原価に算入することは、広くみとめられた実務である（著者は、この実務はあまりにみちびきやすいと考えるが）」と（一九四九年）。

このような不統一な結論は、観点、時期、対象等の相違によるものではあるが、その事実自体、資本利子問題の錯雑性を表明している。本稿は、現実の実践を示す一つの重要な指標として、各国の統一原価計算制度をとりだし、そこにおける資本利子にかんする規定を明らかにしようとしたものである。

ほとんど全ての国において、軍需品調達価格決定のための統一原価計算制度が、その国の原価計算実践の発達にとって、最大の貢献をなしている。それゆえ、私は、以下、それら調達方式の概要を示しつつ、そのなかでの資本利子の問題にまで立ちいりたい。

なお、私の資本利子の会計学的研究の全プランを示しておくこと

六三（六三）

きのようにある。

- 一、資本利子と統一原価計算制度 (本稿)
- 二、資本利子会計の技術的前提
- 三、利子原価問題の理論的研究
- 四、利子原価問題の実践的研究

注(1) Jordan, J. P., & Harris, G. L., *Cost Accounting*, 1921, pp. 428-43.

(2) Clark, J. M., *Economics of Overhead Costs*, 1923, pp. 40 ff.

(3) Neuner, J. J. W., *Cost Accounting, Principles and Practice*, 1944, pp. 278-9.

(4) Kaplan, *Small Business*, 1948, pp. 203-5.

(5) Garner, S. P., *Valuations of Inventories, Handbook of Modern Accounting Theory*, 1955, p. 311.

(6) Nicholson, J. L. & Rohrback, J. F. D., *Cost Accounting*, 1919, p. 138.

(7) Scovell, C. H., *Interest as a Cost*, 1924.

法廷の判決については、ジョーダン、ハリスの結論とまさに正反対である。ジョーダン、ハリスのとりあげた例示は、極めて古い時期のものであり(かれらは時代を示していない)この点では年代別に多数のケースを示すスコールの方が信頼でき

る。
(8) Sanders, T. H., *Problems in Industrial Accounting*, 1923, pp. 286 ff.

二 各国統一原価計算制度と資本利子

A ドイツ

第一次大戦当時には、ドイツの価格統制「最高価格制」およびその基礎としての統一原価計算制度はきわめて不十分であった。

ナチス統制下にいたり、「最高価格決定や利潤の限界設定の避け得られること」が痛感され、「適正価格は利潤を加算せる『全コスト』に一致せねばならぬ」と主張されるにいたった。

一九三八年に、『公的注文品価格計算令』ならびにそれらとくく『公的注文品価格計算令細則』が公布された。

他方、一九三六年の『経済性命令』(Wirtschaftlichkeitstass)・一九三七年の『統一簿記指針原則』(Richtlinien zur Organisation der Buchführung)等を基礎として、一九三九年「総付生産の経済性を高めること」(第二章、A・G・Kの目的)を目的として『原価計算総則』(A・G・K)が制定された。

戦後の西独における『工業原価計算一般原則』(Allgemeine Regeln zur industriellen Kostenrechnung)は、これを基礎としたものである。

さて、資本利子にかんする規定についてみると、つぎのようであ

leistungen für öffentliche Auftraggeber L. S. B. O.)

一九四〇年五月

〈いかなる資本利子も原価から除外する〉

ここでは、「一般営業費に属さない原価」(第三二)として「自己資本利子および他人資本利子」がかかっている。ただし、「設備にたいする利子はこれより除く」としてある。

以上から明らかなく、ドイツでは、『価格計算令』においては、資本利子(自己資本利子、他人資本利子)の原価算入をみとめず、『総則』においては、経営に必要な「具体的に投下されている」総資本にたいする資本利子を、原価計算上の原価とすることをみとめている。『総則』において原価とされる資本利子は、固定資本・流動資本のそれぞれにたいするものであるが、それは『価格計算令』においては、附加利潤とされているのである。而規則の相違は、それぞれの目的によるものである。『総則』は、経済性計算を重視し、『価格計算令』は、価格計算を目的とする。

注(1) Mayer I., *Preisbildung und Preisprüfung in der Kriegswirtschaft*, 1937. 渡辺佐平訳『戦時経済における物価統制と利潤及賃銀』一〇二頁、*一〇三頁、**八八頁以下。マイヤーはまた、戦時における軍需用新設備への転換にさいして原価に算入される資本利子を国家的に補償すべきことを述べている。

る。

第一次大戦当時は、その初期には支払利子のみを算入し、後期には総資本にたいする利子を算入していた。

第二次大戦当時は、つぎのようである。

一 『公的注文品価格計算令細則』(Leitsätze für die Preisermittlung auf Grund der Selbstkosten bei Leistungen für öffentliche Auftraggeber. L. S. O.) 一九三八年一月
 〈いかなる資本利子も原価から除外する〉

ここでは、「間接原価に属しないもの」として、「他人資本利子(銀行利子、債務利子、抵当付債務利子、手形割引料等)」、自己資本利子」をあげている(第二四)。

これらは「計算利潤」にふくまれる(第五〇)。

二 『原価計算総則』(Allgemeine Grundsätze der Kostenrechnung, A.G.K.) 一九三九年一月
 〈特殊目的のためには計算利子の算入をみとめる。他は除外する〉

すなわち、「原価計算のもの」特殊な課題(精細な原価算定、原価監査、原価比較)のためには、附加利潤を考慮せず、そのかわりに総資本にたいする利子を原価計算上の原価として計上してよい(第三章三)と規定している。

三 『公的土木建築請負価格計算令細則』(Leitsätze für die Preisermittlung auf Grund der Selbstkosten bei Bauleistungen)
 資本利子と統一原価計算制度

(2) この規定は、『公的発注者に対する給付の原価に基く価格計算指導要綱』として、松本雅男により訳出紹介されている『彦根高商論叢』(二六号)。

この規定は、同時に公表された『公的注文品価格形成準則』 Richtlinien für die Preisbildung bei öffentlichen Aufträgen (RPO)との関連において理解すべきである。その第五章「附加利潤」より抜粋する。

「附加利潤の評量にあたっては、つぎの事情を適用すべきかを考慮する。企業内に運用されている経営必要資本——それが自己資本であるか他人資本であるかは問わない——にたいする適正な利子、ならびに企業家的危険。」
「他人資本利子は原価要素としてみとめない。そのかわり、経営必要資本にたいする利子を、長期国債のその時の実際利子にあたる統一的利率にもとづいて計算する。」

(3) 『総則』は、経営必要「総」資本にたいする利子の計算方法を明らかにしている。われわれは、これを別稿(本稿序説、研究プラン二)でとりあげる。

(4) これは、第二三において、「自家建築設備維持のための減価償却費および利子」を原価要素にふくめていることに照応する。

(5) リンハルトは、A・G・Kが資本利子の原価性をみとめた、事実の経営比較的意義を強調している。
Linhardt, H., Verbesserung und Vereinheitlichung

des betrieblichen Rechnungswesens, Jahrbücher

f. Nationalökonomie und Statistik, 1939, Bd. 149.

Hefz. 3. S. 287. 久保田首二郎『間接費会計論』一九四二年

三〇〇頁。

B アメリカ

一 各省合同会議『原価の定義』Definition of Cost

アメリカの統一会計制度は第一次大戦において確立された⁽¹⁾。損益計算の分野でも、一九一七年に、連邦通商委員会F・T・C、連邦準備局F・R・B、およびアメリカ会計士協会A・I・Aの共同で、『統一会計』が公布された。

原価計算の分野では、一九一七年夏、アメリカ政府の各省合同会議が、軍需品発注における原価加算契約(Cost Plus Contract)方式の採用を決定した⁽²⁾。

原価加算契約には、数種の方式があった⁽⁴⁾が、共通的な最大問題点は、(間接原価に何を算入すべきか)にあり、とくに利子の算入、除外にあった⁽⁶⁾。

各省合同会議は、一九一七年七月、『原価の定義』(Definition of Cost)を公刊した⁽⁷⁾。それは資本利子についてつぎのように述べた。
「自己資本利子あるいは固定負債利子(他人資本利子)は、合衆国(政府)との契約において原価に算入すべき費用としては考慮されないであろう。契約係官は、契約者(業者)が合衆国(政府)」

との当該契約を達成するのに必要な材料を購入するために借入れられた資金にたいして支払われた利子は、契約者にたいして補償するであろう。しかし、「一般的には」利子は、契約者にとつての原価、すなわち収益からそれを差引いたものが利潤となるような、そうしたいみでの原価、としては考えられないであろう⁽⁸⁾。

この規定は大きな波紋をまきおこした⁽⁹⁾。ただし、かかる規定はアメリカにおいて決して最初のものではない。すでに、

(一) 連邦準備局(F・R・B)により提示された統一会計制度の試案(一九一四年四月)は、「いかなる利子費も……工場間接費から除外すべきであり、」それは、「たとえ少額でも棚卸評価額に包含されてはならない」と述べている。

(二) 州際商業委員会(I・O・C)は、自己資本利子の原価算入に賛成しえず、すべての利子費(他人資本利子をふくむ)は、利潤(収益でなしに)の一部としてとりあつかわれるべきものであると述べている。

しかし、(強制)的な制度としては、はじめての規定であった。

注(1) 個別的な統一会計制度は、それ以前にも存在した。「全国機械工具建造業者協会」(National Machine Tool Builders' Association)の統一会計制度委員会は、資本利子について、⁽⁵⁾ のような勧告をおこなっている。

資本利子と統一原価計算制度

「毎月、土地、建物、および工場設備の価値にたいする公正な利子にひとしい額——たとえば五パーセントの十二分の——を、それぞれの原価のなかに間接原価として計上すべし。」

(2) Interdepartmental Conference on Uniform Contract and Cost Accounting Definitions.

(3) 原価加算契約は、固定価格契約、奨励方式契約、タイム・アンド・マテリアル契約とならんで、政府と業者との契約の一形式であり、現実に発生した原価に平均的な利潤を加算して価格を決定するものである。

この方式が採用された理由として、セイドマンは、つぎの二事実をあげている。^{*}

1. 大戦以来の物価の高騰にもとづく労賃、原料費の急騰。すなわち、入札時の固定契約価格が、製造終了時には非現実的なものとなること。

2. 新兵器の出現。すなわち、第一次大戦当時つぎと出現した新兵器の発注価格を、前以て見積ることは困難となった。右の二理由によって、実際に発生した原価を基礎として価格を決めることが必要とされたのである。

フアーカーによれば、原価加算契約は、それまで、海軍省が軍艦を発注するさいに用いていた方法であった。^{**}

* Seidman, F. E., Overhead Distribution for Cost-plus

Contract, *The Journal of Accountancy*, Vol. 25, 1918, p. 161.

* * Farquhar, Accounting for Cost of Naval Vessels under Cost-plus-profit Contract, *The Journal of Accountancy*, Vol. 28, 1919, p. 181.

(4) 原価加算契約は下記の諸方式がある。

1. 原価加算割合契約 Cost-plus-percentage Contract
 2. 原価加算総額契約 Cost-plus-lump-sum Contract
 3. 原価加算単価確定契約 Cost-plus-fixed-unit-price Contract
 4. 原価加算修正可能確定利潤契約 Cost-plus-adjustable-fixed-profit Contract
- 右のうち、1は、今日では禁止されている(A. S. P. R. 第三部四〇一項)。

(15) Seidman, F. E., *op. cit.*, p. 162.

(9) Nicholson, J. L., & Rohrbach, J. F. D., *Cost Accounting*, 1923, pp. 516 ff.

(7) 以下の記述は、ニコルソン、ロールバック、およびガウスにもとづく。ニコルソンは、合同会議の議長(初代)であった。前掲書(注9)の第七部 Cost-plus Contract において四箇の章をその説明にあててあり、他に *The Journal of Accountancy*, 1917, pp. 375-85 に論文を発表している。

(8) ニコルソン、ロールバックより引用(前掲書五二六頁)。

しかし、ガウスは、アメリカ会計士協会に提出した報告書において、『原価の定義』(§ 3, p. 7) からとして、下記のごとく引用しており、若干のくいちがいがあつた。「利子、地代、ならびに販売費は間接原価の原価要素としてはみとめられないであろう。しかし、契約における約定によっては、特別補償の対象とすることを妨げない。」

Gause, E. C., *Relation Between Interest and Manufacturing Cost*, *The Journal of Accountancy*, 1918.

(9) *The Journal of Accountancy*, 一九一八年、二五巻、四九頁以下、社説、および、セイドマン前掲論文等を参照。企業家の側からみれば、とくに下記の三点が問題である。

1. 支払利子の部分がかならずしも回収されないこと、精神的不安がある。
2. 高金利の資金を利用する中小企業にとって不利である。
3. 平均的利潤率を乗じて附加利潤を算出するとき、被乗数が小になる。

二 軍需調達法 A. S. P. A 第十五部『契約原価原則』 Contract Cost Principles

アメリカの軍需品調達方式はしだいに確立し、今日では、一九四七年の『軍需調達法』*Armed Services Procurement Act* を基

礎とする、一九四八年五月一九日施行の『軍需調達規則』*Armed Services Procurement Regulation* (一九五〇年改正)によつてゐる。

原価にかんする規定は『契約原価原則』⁽⁸⁾にあり、一九五三年三月に改正された。

資本利子については、その原価算入はみとめられなかった。このことはとくに、朝鮮事変における特需と関連して、日米間に問題が生じた。アメリカの原価・価格決定方式が採用されたこと、そして、戦後、わが国で原価算入をみとめられていた利子が、特需において原価性を否定されたことが出血受注の重大な要因となつたのである。

わが国業者の要望意見の主要なものつぎのようであつた。

- (1) 特需自動車工業会の要望書(一九五二、三、一四)
 - 「……調達部と業者との間に締結される標準契約書には少なくとも左記条項が明記されることを……要望いたします。」……
 - 「本契約は日本の法規、慣習によらねばならないこと(注・従来適用を受けていた米国公契約法、米軍調達規則、ネグシエーション法、その他米国諸法規の制約を受けないこと)。」
- (2) 経団連・日米経済提携懇談会「米軍調達上の諸条件に関する要望意見」(一九五二・六・三)
 - 資本利子にかんしてはつぎの(3)と内容的に同じであるから省略。
- (3) 企業研究会「特需調升工場に対し調升価格決定の際の原価計算略
 - 資本利子と統一原価計算制度

算上の要望事項」(一九五三・四・一五)

- (一) 支払利息を原価構成要素としてみとめること。それが不可能なときは、附加利潤率に支払利息分を考慮すること。
- (二) 退職手当引当金……厚生費を原価要素としてみとめること。

以上の要望事項は、日米合同委員会で屢々最も重大な問題として折衝・討議され、支払利息の原価算入がみとめられるにいたつた。

注(1) 価格決定にかんする諸方式を、トルーガーを基礎とし、若干修正して示すつぎのようである*。

1. 固定価格契約
 - Fixed Price Contract (A. S. D. R. I. 304, III. 402)
 - Fixed Price Contract with Provision for Price-Redetermination (A. S. P. R. II. 403)
 - Cost-Contract (A. S. P. R. III. 405)
 2. コスト・タイプ契約
 - Cost-plus-a-fixed-fee Contract (A. S. P. R. III. 406)
 - Time and Materials Contract
 3. 奨励方式契約
 - Incentive-type Contract (A. S. P. S. III. 404)
- * Trueger, P. M., *Accounting Guide for Defence Con-*

tracts, 1953, The Code of Federal Regulation, 32. Ch. IV. "National Defence".

(2) 32 Code Fed. Regs § 414, 502.

(3) 朝鮮事変が一九五〇年六月戦端をひらくや、同年八月三日付の国防省から、軍需品の価格・原価決定にかんする通達(一〇八七)が公布された。ここでは「厳正」価格 "Close" price を確保する必要が力説され、そして「厳正」価格とは、政府および契約者双方にとって公正であるところの価格であつて、適正な附加利潤 Margin of profits を設けること、ならびに偶発的原価にたいする引当を最大限度まで除去すること、によって能率よく遂行できるインセンティブをあたえること、とき、価格である」と述べられている。

かかる「厳正」価格が、アメリカ方式をそのまま持込むことによつて、とくに利子負担の大きいわが国企業を出血受注に迫らむことになつた。

(4) 契約価格が五五、〇〇〇ドルを超えるときは、入札時に原価見積書 Cost Break Down を提出、会計検査部 Army Audit Agency で検討される。特需では、原価加算契約よりも『再商議法』 Renegotiation Act ならびに「価格決定条項」 Provision for Price-Redetermination の適用によつて、価格変動が調整された。前者は、第二次大戦中、不当暴利を取り締るために、実際の原価を調査して価格を改訂するもの、

後者は、実際原価を基礎として価格を改訂(通常一割以内)するもの、であり、前者は政府の立場、後者は両方の立場、にたつものである。

日米合同委員会が一九五二年一月一日に発表した軍需契約の一般条項 General Provision には、第二五条に再商議が規定され、価格再決定の条項はない(実際には後者が多い)。いま、『連邦規則集成』 32 Code Fed. Regs. § 556. から原価の再決定にかんする箇所を引用すると、つぎのごとくである。

「契約者はつぎの資料を提出すべし。

①単位原価……の新たな見積。②略 ③新たな見積の正確性と信憑性を決定するのに役立つ……原価記録、間接原価配賦記録。④従来の生産原価の報告書。⑤その他」

(5) 一九五二年七月四日付「日本経済新聞」参照。

(6) 一九五二年七月一日付「読売新聞」は、「利子、臨時手当認め、原価構成に調達方式一致」という見出しのもとに「駐留アメリカ軍による物資調達の契約形式をどうするかについてはかねて日米合同委員会で検討されていたが、このほど大体意見の一致をみた。このうち契約の原価構成に新しく利子、臨時手当、厚生費などが認められた。……これは問題の出血受注を大幅に減少させるものとして注目される」と述べている。

三 一九五一年『原価計算基準』[報告] Report of the Committee on Cost Concepts and Standards.

一九五五年『原価計算基準』[試案] Tentative Statement of Cost Concepts Underlying Reports for Management Purposes.

これらの内容および本質についてはすでに述べた⁽¹⁾。それゆえ、ここでは資本利子にかんする規定だけを概括しておく。

いずれにおいても、資本利子の原価性そのものを主題として直接には規定していない。

『報告』では、「『原価概念』において各種の原価概念を羅列しており、そのうちのあるものは(たとえば、機会原価、附加原価等)資本利子の原価性をみとめている。たとえば附加原価にかんするつぎのようである。

「附加原価 Imputed Cost とは、いかなる時点においても現金支出をともなわず、したがって財務記録にあらわれないが、原価計算の主体である人(または人々)にとつて断念をいみしている原価である。多くのばあい、この種の断念は機会原価 Opportunity Cost として測定される。たとえば個人企業(または合名会社)における企業家賃金、自己所有財産の賃借料、投下資本の計算利子等がこれである。」

これらの原価概念は『報告』では「V特殊原価調査」において利用されるものと考えられている。

資本利子と統一原価計算制度

つぎに、『試案』では、資本利子の原価性を明瞭に示してはいない⁽²⁾にもかかわらず、それはむしろ全体をつらぬく基本的な思考となつている。それは、『試案』が、代替的諸行為の選択という、いわば機会原価理論と共通の基礎に立っているからである。

注(1) 拙著『近代経営と原価理論』一九五七年、三〇〇頁以下。

(2) 『試案』は、実際原価報告書の作成にかんして、「一般に利子は、貨幣を獲得するための「財務的な」原価として、通常の取得原価と別個にあつかわれているが、少額の利子原価は通常の取得原価に算入されてもよい」と述べている。

(3) 『試案』は、財務諸表の基礎をなす原価概念は、『会計原則』にゆだねられている。

諸『会計原則』において、資本利子を最も重視したのは、ベイトン、リトルトンの『株式会社社会会計基準序説』である。その内容については、前掲拙著を参照されたい。

三 わが国原価計算制度と資本利子

一 昭和十二年、商工省臨時産業合理局財務管理委員会『製造原価計算準則』

〈特殊目的のためには資本利子の算入をみとめる。一般的にはみとめない。〉

わが国では、数年来の不況と、アメリカにおける統一原価計算制

度の提唱と、この二重の要因に促進されて、昭和五年、産業合理局

に財務管理委員会が設けられ、この委員会は昭和十二年十一月に『製造原価計算準則』(以下「財管『準則』」と略称)を公表した(昭和七年に草案を發表)。

これは、原価計算の経営、合理化、目的を重視し、同時にそれをたんに私経済的観点だけでなく国民経済的観点にまで拡大した点で、画期的な意義をもつ。

「財管『準則』」が、資本金の算入をみとめるのは、つぎのばあいである。

- (1) 原料又は製品の長期貯蔵の必要
- (2) 設備又は方法を異にする同種作業間の原価比較
- (3) 原料、部分品、動力等の外部購入と自己供給との原価比較
- (4) 売価の決定
- (5) 価格協定、統一原価計算制度設定等の客観原価の計算

これにたいして、中西寅雄はつぎのごとく批判している。すなわち「企業家賃銀及び資本金を以て一般的には原価要素と見ず、企業家利益に包括せしめたこと……は理論的に全く誤謬である」と。

『準則』の基本的な特徴の一は、中川秋穂が指摘することく、客観原価、主観原価の思考にあり、アメリカ的産業合理化運動のなかにおけるドイツ的影響を萌芽的に見ることができると。

注(1) 商工省財務管理委員会『製造原価計算準則』一九三七年、

序言。

(2) 商工省財務管理委員会『製造原価計算準則』一五頁、七三頁。

(3) 中西寅雄『経営費用論』一九三六年、二一九頁。

なお、右の批判は、山辺六郎の企画院『要綱』(後出)にたいする批判において継承されている。

山辺六郎『標準原価計算』一九四九年、三二頁。

(4) 中川秋穂「原価要素に関する一考察」『会計』四五卷五八頁。

二 昭和十四年、陸軍『軍需品工場事業場検査令』にもとづく

『製造工業原価計算要綱』

〈利子は非原価項目である。〉

これは、わが国最初の原価計算法規ともいべきものであり、昭和十五年七月から実施せられた。さきに、昭和十三年一月に『陸軍軍需監督官令』によって、軍需品製造工場にたいし、わが国最初の軍の監督制度が布かれていたが、その効果はきわめて小さかったため、昭和十四年十月、前記『検査令』が公布され、その施行規則第一条にもとづいて、前記『製造工業原価計算要綱』(以下「陸軍『要綱』」と略称)が公布されたのである。

陸軍『要綱』は、一九三八年(昭和十三年)十一月に公布されたドイツの原価計算規則、ならびにわが国の財務『準則』を二本の

柱としてこれを発展させたものである。

陸軍『要綱』(第二十七条)における資本金のとりあつかい(利子の原価性の否定)は、昭和十五年の『軍需工業適正利潤率算定要領』と同時に検討されねばならない。

右の『算定要領』においては、

- (1) 支払利子は附加利潤として計上される。
- (2) 自己資本金については規定なし。

とされている。すなわち、支払利子は、原価としてではなく、利潤として、価格中に加えられたのである。

さて、陸軍『要綱』が利子を原価から除外したのはなにゆえであるか。この点、沼田嘉穂はつぎのごとく説明する。

- (1) 借入資本の利子だけを原価として認め自己資本の利子を認めないのは理論上不合理であること。
- (2) 借入資本の利子だけを算入すれば、原価が経営相互間で区々となり、比較できなくなること。
- (3) 支出があるからという理由で借入資本の利子だけを原価としてみとめることはできないこと。
- (4) 総活動資産にたいする投下資本金を測定した方が、計算がかんたんであること。

このような陸軍『要綱』の規定にたいして、山下勝治は、つぎのごとく批判している。

「問題は、利子と同様の性質をもつと考へらるる地代家賃は之を

資本金と統一原価計算制度

経費としてみとめてある……意図如何にある。……「コストの比較研究を通しての、経営能率刷新に大きい期待がかけられるのもかかわらず」此処に理論的、実際の取扱上の不合理が存してゐると考へらるる。」

陸軍『要綱』の規定は、昭和十五年一月の海軍『軍需品工場事業場原価計算準則』(第四十二条)に承継された。

注(1) その理由は、計算上の便宜性にありとされている。「陸軍軍需工業利潤統制に就て」『会計』四七卷一号、五二頁。

(2) 沼田嘉穂「陸軍々需品工場事業場原価計算要綱解説」、沼田嘉穂、井上達雄、番場嘉一郎『利潤統制と原価計算』一九四〇年、一四六頁。

(3) 山下勝治『原価価格計算』一九四二年、三四七頁。

三 昭和十七年、企画院『製造工業原価計算要綱』

〈利子は非原価項目である。〉

太平洋戦争に突入したわが国では、価格政策(戦時公定価格および軍需品調達価格の算定)ならびに生産力増大が緊急の要事となり、昭和十七年四月一日、閣令をもって企画院『原価計算規則』が制定され、その別冊として『製造工業原価計算要綱』(以下、企画院『要綱』と略称)が公布されるにいたった。

企画院『要綱』が利子を全く原価から除外した理由にかんする諸

家の見解はつぎのごとくである。

土岐政蔵によれば、

- (1) 支払利子だけを原価に算入することは合目的でない。
- (2) しかし、自己資本利子もともに算入すると計算が複雑になる。
- (3) そのうえ、自己資本利子の算入によって原価が恣意的にきめられる。

られる。

青木大吉によれば、

- (1) 自己資本利子を算入すれば、原価計算の簡易化を阻害する。
- (2) 自己資本利子を除外すれば、原価の比較可能性を阻害する。
- (3) 支払利子だけを算入すれば、財務処理の巧拙で、高低率が生ずる。

山下勝治によれば、

- (1) 利潤統制における計算上の便宜。
- (2) 経営比較の立場。

これにたいし、木村和二郎は、

「今日の原価計算制度『要綱』をさす」の実施の最終の目的は物価の抑制にある……この『要綱』に於ては「原価要素と非原価要素とを」截然と区別せんとする意図がうかがはれ、而も成るべく、低原価を算定せしめようとする方針が一貫して流れてあるものの如くに見える……「それは」利子に属する項目を除外せんとすることにあらはれている。」とにたく、極力、利子部分の原価

に混入することを排撃してゐるのは偉観であつて……これ「利子算入」をみとめれば、原価がいかに庞大且主観的なものになるかを窺はしめてあますところがない。」

と、低物価政策の一よぐとしての企画院『要綱』の意義を強調している。

しかし、われわれは、さらにたちいって検討しておこう。企画院『要綱』が、(1)戦時利潤統制、(2)低物価政策、ならびに(2)国民経済的生産力増強のための(経営比較にもとづく)経営合理化および資材の重点的配給、の二大目的を有すること、そして利子の処理においてもこの二大目的がならぬかたは疑いえない。

しかし、われわれは、その利子処理が、産業界の各層にたいして同じ影響をあたえたわけではなかったこと、むしろ、各層にたいして異なるとりあつかいを可能ならしめた、という事実をとくに指摘しておきたい。

とくに不利な立場におかれたのは、大企業と小さな個人企業との中間にあつた一般の中小企業であつた。とりわけ非軍需産業におけるそれであつた。この点、つぎのごとき指摘をみよう。

「企画院『要綱』が支払利子を原価から除外したことは、個人企業主にたいする報酬と異なる扱いをうけることになるから、価格決定その他の点で不公平である。」

「陸海軍に買上げる軍需品については……適正利潤を追加されるとき利子が或程度迄顧慮されるからよとして、一般工業……」

に適用されるとき利子はいかに取扱われるのであろうか。之は決して軽視すべきではない。」(土岐政蔵)

以上のほか、山下勝治、山辺六郎、大樹光雄が、利子を地代と別個に扱うことの不合理性、利子が理論上原価要素たるべきこと、化学工業における観点、等々からそれぞれ、企画院『要綱』の規定を批判している。

軍需品調達価格の決定は、「原価プラス適正利潤」の公式を基礎とする。したがつて、理論的には、支払利子が原価に算入されても

算入されなくても、それが「適正利潤」のなかにふくまれる限り、問題はなにもない。そして、当時、『要綱』制定の関係者はしばしばこのように述べて批判にこたえていた。けれども、これは実践においては裏切られる可能性をもっている。不当に高い支払利子は「適正利潤」にはふくまれないからである。『適正利潤率算定要領』ははっきりと「借入金ニ対スル通常ノ利子」と規定してあり

「『要領』第二の一)、通常か否かの決定は陸海軍にゆだねられている。通常以上の利子を支払うのは一般に中小企業である。したがつて、支払利子の原価算入は、第一次大戦当時の米国原価加算契約においても、今日わが国においても、業者のつよく要望するところである(ただし、今日わが国では、後述するとき、いま一つの理由がある)。

いずれにせよ、上記のごとき批判、要求は、敗色の濃い昭和十九年にいたつて、企画院『要綱』を改正させるにいたつた。このとき

資本利子と統一原価計算制度

支払利子は非原価項目から除かれた。けれども、他方、原価要素の項目はそのまま残された。こうして支払利子についての規定は、『要綱』のなから消滅してしまつたのである。

注(1) 昭和十七年四月一日、閣令陸軍省令海軍省令第一号。

(2) 土岐政蔵「製造工業原価計算要綱草案批判」『会計』一九四一年、一二月号、一四頁。

(3) 青木大吉「原価計算」一九四三年、二〇頁以下。

(4) 山下勝治「製造工業原価計算要綱草案を論ず」『会計』一九四一年、一二月号、三七頁。

(5) 木村和二郎「原価計算論研究」一九四三年、八〇—一頁。

(6) 企画院『要綱』(陸軍『要綱』海軍『準則』)の目的は、D・A・G・Kのそれと同一視すべきではない。表面的には類似しているが、つぎの二点に注意すべきである。

1. A・G・Kは個別企業の観点から売価決定を目的としているが、『要綱』は、『統一原価計算制度実施ニ関シ価格政策上採ルべき方策』に明らかなように、公定価格、軍需品調達価格の決定に第一義的重要性があつた。

2. A・G・Kは直接的には経営比較により個別企業の能率を向上させることを目的としているが、『要綱』は、『経済新体制要綱』に明らかなように、国家的な生産力増強を目標とする重点的な設備拡充・資材配給のための経営比較に特色があつた。

以上のように理解するとき、『要綱』の利子規定は、幾多の批判の存在にもかかわらず、きわめて合目的である。

1. 経営比較を完璧におこなうためには総資本金の算入が望ましいが、それは計算の恣意性をもたらし、結局、物価政策を阻害する。

2. 借入金利子だけを算入することは、価格政策としては適当であるが、経営比較には最悪である。

3. 全ての利子を除外することは、価格政策的にはいままでもなく、経営比較的にも合目的である*。

* Schmelenbach, E., Zinskosten in Buchführung, Z. f. bw. F., 1912. 3 Jahrg. 7. SS. 252 ff.

(7) 久保田音二郎「企画院原価計算要綱草案批判」『会計』四九巻六号、六七頁。

太田哲三「原価外項目の吟味」『一橋論叢』九巻六号。

(8) 山下勝治、前掲論文、三七頁、山辺六郎「標準原価計算」一九四九年、三二頁、大樹光雄「化学工業の原価計算」一九四一年、一六一頁。

(9) 第二次大戦中における原価計算「および『要綱』」の役割は、支払利子の処理法にとくに明瞭に示されている。『要綱』は低物価政策の一よくをになつたので、原価計算において支払利子を原価から除外した。そして、軍需品については「適正利潤」として支払利子の回収が保証された。独占の大企業は軍需

数字を実際上調弁契約にたいする参考数字たらしめて居り、この数字から直接価格形成を行うことを妨げてゐる。従つてその原価は次の契約の基礎参考数字となり得るに過ぎない。かくて「科学的価格形成は著しく阻害される」のである。

* * 井上達雄「利潤統制と経営能率の測定」前掲『利潤統制と原価計算』九九—一〇〇頁。

『要綱』は、こうして、低物価政策の支柱となり、それをつうじて労務費等の上昇をおさえる役割をはたした。それゆえ、『要綱』の本質は、たんなる一般的な低物価政策の支柱であつたというよりは、むしろ、一方で臨時軍需費による巨大な利潤を独占の大企業に保証し、しかもなお軍事インフレをおさえるために、他方でその犠牲を中小企業、一般国民に転嫁しようとする、制度であつたと考えるべきであろう。そしてそのことは、支払利子の処理に最も明瞭にあらわれている。

四 昭和二十三年、物価庁『製造工業原価計算要綱』

〈支払利子の原価算入を認める〉

敗戦後のインフレーション期に、「物価統制」を主要目的として、『物価統制令』にもつき、⁽¹⁾『総理庁令』による、⁽²⁾『製造工業原価計算要綱』(以下、物価庁『要綱』と略称)が公布された。

企画院から物価庁にひきつがれただけで、実質的な変化はあまりなかったが利子にかんする規定だけが百八十度転回し、支払利子の

資本利子と統一原価計算制度

品の大部分をみずから受注し、中小企業は一般にその下請となるか、または日常消費品の生産に従事した。だから軍需大企業には膨大な利潤が保証されるが、他方、その下請中小企業によつては、大企業の買叩きを防ぐ保証は存在せず、また非軍需中小企業は、制度的に低物価政策をおしつけられた。その上、中小企業は比較的高金利を負担するので、これを原価にふくむことは中小企業にとって利益となるが、独占の大企業は、後述のように、政治的交渉によつて、恣意的な原価計算を認めさせることができるから*、ことさら支払利子の項目をかかげる必要はない。まして自己資本金の算入をみとめて中小企業の原価計算にも恣意性をみとめることは避けることが望ましいのである。

* 重要なことは、『要綱』『要領』によつて算定された原価、適正利潤さえ、そのまま、ただちに価格決定にみちびかれるものではなかつたという点である。青木大吉は、『要綱』の目的が「適正なる価格決定」と解することが誤りであること、「適正なる価格決定の基礎」と解すべきことを強調している(前掲書、二〇頁)。そして、この点は、井上達雄のきびしく批判するところであつた*。すなわち、『要領』では経営能率の優劣如何によつて利潤率に加减をおこなうように規定してあるのだが、「然しその優劣の程度を価格上に如何なる程度に反映せしめるかの公式附けがない。之は全く軍の監督官に委ねられている。」「折角原価の個別確定と利潤の個別確定を法令化しながらその

原価算入がみとめられた。

『要綱』の本質は戦時中と異ならず、かつての臨時軍需費が消滅して、代りに原価差補給金が利用されるにいたつただけである。ただ労働組合の地位の向上は、経営者をして、支払利子の原価算入による利潤の「適正な表示」をつよく要望させた。物価庁『要綱』は原価統制が撤廃されるとともにしだいに有名無実となつた。なお、物価庁『要綱』は、支払利子を、「一般管理及び販売原価」のなかに算入させている。⁽⁴⁾これと製造原価との本質的な区別をみとむべきか否かには問題がある。⁽⁵⁾

注(1) 『物価統制令』第十八条、および第三十条。

(2) 『総理庁令』第十四号。

(3) このような発言はしばしば見出される。たとえば、『企業会計』五巻一号の座談会(とくに八二—五頁)を参照。

(4) 物価庁『要綱』第二節第二十一分類、十八。

(5) 山下勝治「原価概念の本質」『原価計算』三巻二号、一五頁、同『理論会計学』一九四八年、二三一頁以下。

五 昭和三十三年、大蔵省企業会計審議会『原価計算基準』(仮案)

資本利子は『基準』において、重要な意義を有し、この問題は今日種々討議されている。しかし『基準』(仮案)未だ一般に公表されていないので、本稿では省略する。